

憲法と人権の視点で考える

現代社会の問題Ⅶ



THINK ABOUT CONTEMPORARY SOCIAL ISSUES FROM THE POINT OF VIEW OF THE CONSTITUTION AND HUMAN RIGHTS

身近な新聞記事を題材に憲法と人権の視点から時事問題を捉え、現代社会を取り巻く諸問題について、山梨学院大学法学部教授 山内幸雄さんにわかりやすくお話いただきます。一緒に考えてみませんか？

講師：山内幸雄さん（山梨学院大学法学部政治行政学科教授）

1. 「18 才選挙権のため学校教育はどうあるべき？ ～政治の正しい捉え方と主権者教育を考える～

2月 6 日（土）13:30～15:30

選挙権年齢を 18 歳に引き下げ、240 万人の新有権者が誕生したが、わずか 1 年ほどで実際の投票を始めることに無理があるため、教育の現場では主権者教育に混乱が生じている。憲法の視点から教育現場に指針を与えます。

2. 「軍事力行使の歯止め『基準』は大切！ ～武力行使「新 3 要件」を解剖する～

2月 13 日（土）13:30～15:30

70 年間にわたって違憲が定着していた「集団的」自衛権について、その行使につながる安保関連法が 2015 年 9 月に制定されました。前提として新たに提案された「新 3 要件」が軍事力行使の「歯止め」基準となるか、検証します。

3. 「男女共同参画的な女性労働はどうあるべき？ ～安倍政権の女性活躍推進法を検証する～

2月 27 日（土）13:30～15:30

労働政策は持続可能な発展にとっても必要であるというのが国際認識です。真の男女共同参画的な労働政策とは何か、そしてその視点から、先の国会で成立した女性活躍推進法を解剖しその本質を探ります。

4. 「内閣の憲法の番人“内閣法制局”に議事録がない！？ ～国民の「知る権利」と公文書作成の意義～

3月 5 日（土）13:30～15:30

今の内閣法制局は 50 年にわたり維持されてきた「集団的自衛権行使は違憲」という判断を、たった一日の審査で逆転させました。しかもその時の議事録がありません。民主主義にとっての公文書の意義を検討します。

◆会場：びゅあ総合・会議室 ◆対象：一般県民 ◆受講無料



【講師：山内幸雄さんプロフィール】

近畿大学大学院法学研究科博士課程を修める。専門は憲法学・男女共同参画論。83 年、山梨学院大学に奉職。現在、法学部政治行政学科教授。山梨県女性いきいきプラン推進懇話会労働部会長、ヒューマンプラン 21 策定懇話会座長、山梨県立男女共同参画推進センター運営協議会委員、甲府市等の審議会議長、女性リーダー養成海外研修アドバイザーなどをつとめる。著書に池田政子&やまなしの仲間たち編著『未来につなげる男女共同参画～ジェンダー視点の実践活動～』（分担執筆）、石田栄仁郎・山内幸雄編著『日本国憲法講義』など多数。

山梨県立男女共同参画推進センター
びゅあ総合
TEL:055-235-4171 FAX:055-235-1077
〒400-0862 甲府市朝気 1-2-2
sogoevent@yamanashi-bunka.or.jp

「びゅあ総合フェイスブック」で検索！
「いいね」すると最新情報が受け取れます。



6か月～就学前
3日前までに
ご予約ください。

